

光町防犯協会指導員決まる

会長は 大木 正氏

○印は支部長

氏名	集落		氏名	集落		氏名	集落
行方 宏臣	一区	東陽支部	向後 憲	作間内	白浜支部	越川 実	谷 中
平山 公勇	二区		早川 三郎	県 住		実川 和夫	辻
平山 直史	〃		椎名 正秀	宮 内		大木 崇義	木 戸
○越川 佐多男	三区		原 昇	〃		畔蒜 幸夫	〃
堀越 静夫	〃		林 一夫	古 屋		鈴木 延代	長 塚
大木 良雄	新井		渡辺 公明	〃		伊藤 清	〃
土屋 豊	宝 米		清水善二郎	橋 場		鈴木 実	五ノ神
平野 正敏	〃		松田 仁孝	〃		桜田 虎吉	五 区
栗田 美一	二 又		越川 岳	〃		伊藤 政男	六 区
林 隆治	小川台		椎名 章博	〃		伊藤 有次	〃
○大木 重利	台	南条支部	瀬理 文男	〃	支 部	○伊藤 晴康	〃
斉藤 幸雄	傍示戸		鈴木 豊	〃		川野 孝治	白 磯
布施 孝	富 下		早野 芳治	〃		宮川 正	〃
信田 市郎	虫 生		菱木 昭	桑 郷		三橋 憲治	〃
岡野 隆一	小田部		鈴木 茂樹	西高野		大木 菊夫	関
今井 徹男	〃		鈴木 仁	入		大木 政行	〃
越川喜一郎	母子		○越川 一	篠 原		鈴木 光雄	〃
渡辺 誠	芝 崎		鈴木 一雄	原 方			
岩沢 勝	〃		越川 悦之	谷 中			

無職少年の非行について

千葉家庭裁判所

家庭裁判所に送致される非行少年の中で、無職少年の数が増加傾向にあることが注目されます。昭和六十年の統計では十年前の約二・七倍となっており、その背景の一つとして、高校中退者の増加という事情があるように思われます。

無職少年は、有職少年や学生、生徒に比べて、非行が進んだり、保護環境が悪いなどのことから、その立ち直りを図るの

に定職に就いて規則正しい生活を送らせることが必要です。この過程で保護者や雇主など少年への周囲の人たちの果たす役割は極めて大きなものといえます。

家庭裁判所は、非行の内容や原因などを十分に調査した上、非行を犯した無職少年を立ち直らせるために、きめ細かな措置を執るように努めています。保護観察所や少年院等の関係機関だけでなく、家庭、学校や地域社会の強い協力が何にも増して重要です。

みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

児童手当

児童が心身ともに健やかに、すぐれた社会のにない手となることは、みんなの願いです。そこで、家庭生活の安定と次代の社会をにう児童の健全な育成と資質の向上に資するため児童手当を支給しています。

が四月一日現在満九歳未満であること。

（昭和六十三年以降）

○義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童を養育していること。

※ただし、養育者の前年の収入が一定額以上のときは、支給されません。

手当の額と支給方法

支給要件児童のうち二人目の児童は、月額二、五〇〇円、三人目以降は、一人につき月額五、〇〇〇円が支給されます。

公務員は、勤務先から支給されますが、その他の方は町から支給され、支給月（二月・六月・十月）に前月までの四月分をまとめて受給者の口座に振込みします。

申請手続

支給要件（昭和六十二年度）

○十八歳未満の児童を二人養育しており、そのうち一人が四月一日現在満四歳未満であること。

○十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人

農業や漁業、自営業者、サラリーマン等で該当する方は、役場で手続をしてください。又公務員で該当する方は勤め先で手続をしてください。

